

裁決評釈

贈与を受けた債券に係る償還額のうち、当該債券（元本）に対する利息部分の額は、運用益に相当するものであり、非課税所得には該当しないとした事例（平成 21 年分の所得税の更正の請求に対してされた更正をすべき理由がない旨の通知処分・棄却）

国税不服審判所平成24年12月3日裁決（裁決事例集89号）

福岡国税不服審判所長
作田 隆史

◆SUMMARY◆

本件裁決は、年金受給権に関する相続税と所得税の二重課税についての最高裁判所判決（平成 20 年（行ヒ）第 16 号・平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決・最高裁判所民事判例集 64 巻 5 号 1277 頁）を受けて、生命保険年金以外の資産についても、当該最高裁判決の射程が及ぶとしてなされた審査請求事件の一つであり、当該最高裁判決を受けて設けられた所得税法第 67 条の 4（平成 23 年法律第 82 号により創設）の適用可能性がある資産に係る事件という点に特徴がある。当該最高裁判決の射程を考える上で参考となる事件である。（平成 27 年 6 月 30 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解
を示すものではありません。

目 次

| | |
|----------------|-----|
| 1 本件裁決の概要 | 246 |
| (1) 事件の概要 | 246 |
| (2) 関係法令等 | 246 |
| (3) 基礎事実等 | 247 |
| (4) 争点及び請求人の主張 | 248 |
| (5) 審判所の判断 | 248 |
| 2 本件最高裁判決について | 249 |
| 3 本件裁決について | 252 |
| 4 おわりに | 253 |

1 本件裁決の概要

(1) 事件の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、請求人の父から贈与を受けた外国法人が発行する債券に係る第1回目の償還額のうち、当該債券に係る償還予定表において利息相当額とされる部分を雑所得として平成21年分の所得税の確定申告を平成22年7月16日に行い、併せて、当該債券に係る贈与税及び所得税の課税関係は、年金受給権に関する相続税と所得税の二重課税についての最高裁判所判決（平成20年（行ヒ）第16号・平成22年7月6日第三小法廷判決・民集64巻5号1277頁^①。以下「本件最高裁判決」という。）の射程が及ぶものであり、同判決の内容に沿った課税処理がなされるべきであるから、当該利息相当額は、その一部が所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）第9条《非課税所得》第1項第15号に規定する非課税所得に該当するとして更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人がその全部の取消しを求めた事件である。

審判所は、本件で贈与を受けた債券（元利

均等償還が行われる社債）の利子に係る所得には、本件最高裁判決の射程が及ばないと判断した。

(2) 関係法令等

イ 所得税法第9条第1項は、同項各号に掲げる所得については、所得税を課さない旨規定し、その第15号において、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）を掲げている。

ロ 所得税法第23条《利子所得》第1項は、利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう旨規定している。

ハ 相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）第24条《定期金に関する権利の評価》第1項第1号は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額につき、有期定期金について

は、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次の割合を乗じて計算した金額である旨規定している。

残存期間が 5 年以下のもの
100 分の 70
(途中省略)

残存期間が 35 年を超えるもの
100 分の 20

ニ 相続税法基本通達 24-1 《「定期金給付契約に関する権利」の意義》は、相続税法第 24 条に規定する「定期金給付契約に関する権利」とは、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をいい、毎期に受ける支分債権ではなく、基本債権をいうのであるから留意する旨定めている。

ホ 財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）197-4 《元利均等償還が行われる公社債の評価》は、元利均等償還が行われる公社債の価額は、相続税法第 24 条第 1 項第 1 号の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定めている。

(3) 基礎事実等

イ 請求人の父である E（以下「父 E」という。）は、平成 13 年 12 月 12 日付で、F 社との間で、父 E を委託者兼受益者、F 社を受託者とする信託契約を締結し、同契約によって G Trust（以下「本件 G 信託」という。）を設定した。本件 G 信託の受託者は、平成 19 年には J 社となった。

ロ 請求人は、平成 19 年 8 月 9 日付で、同年 6 月に g 諸島 h 島に設立された K 社との間で、請求人を委託者兼受益者、K 社を受託者とする信託契約を締結し、同契約によって L（以下「本件信託」という。）を設定した。

ハ 平成 20 年 12 月 16 日、父 E は、J 社に対し、本件 G 信託の信託財産を原資と

して、M 社の発行する平成 57 年を満期とする 2 件の Euro Notes（債券）を購入し、請求人及び請求人の子 3 名に贈与するよう指示をした。

ニ 平成 20 年 12 月 23 日、M 社は、同年 7 月 4 日付で同社が作成した Euro Note Programme に基づき、上記ハの 2 件の Euro Notes（債券）のうち父 E から請求人に贈与される債券（以下「本件債券」という。）の条件等の詳細を定めた Final Terms（以下「本件最終合意書」という。）を作成した。本件最終合意書による本件債券の条件等は、次のとおり（抜粋）である。

- ・発行日 平成 20 年 12 月 23 日
- ・満期日 平成 57 年 12 月 23 日
- ・償還日 平成 21 年 6 月 23 日以降、満期日までの毎年 6 月 23 日と 12 月 23 日
- ・償還額 償還予定表に従い、債券 1 単位につき、元利合計 2,302 円が各償還日に支払われる（償還予定表には、各償還日における支払額、利息額、元本償還額、利息残高、元本残高が記載されている。以下、当該償還予定表を「本件償還予定表」という。）

ホ 平成 20 年 12 月 23 日、M 社は、本件最終合意書に基づき、本件債券を発行し、同月 24 日、当該債券は、本件信託の資金により設立された P 社名義の保管口座（以下「P 社保管口座」という。）に預託された。

ヘ 平成 20 年 12 月 24 日、J 社は、上記ホの本件債券の購入代金を、本件 G 信託の資金からユーロクリア^㉔を通じて M 社に支払った。

ト 請求人は、平成 21 年 3 月 16 日、D 税務署長に対し、平成 20 年 12 月 24 日に父 E から本件債券の贈与を受けたとし

て、平成 20 年分の贈与税の申告書を提出した。

チ 平成 21 年 6 月 24 日、本件償還予定表に基づき、M 社 i 支店から、本件債券に係る第 1 回目の償還額として、元本の償還額とされている金員及び利息とされている金員（以下、当該利息とされている金員を「本件金員」という。）がそれぞれ P 社保管口座に送金された。

リ 平成 21 年 6 月 26 日、第 1 回目の償還額（以下「本件償還額」という。）が、P 社保管口座から本件信託の受託者である K 社に送金された。

ヌ 請求人は、平成 22 年 7 月 16 日、平成 21 年分の所得税について、本件金員を雑所得の金額として確定申告をしたが、併せて、同日、請求人が確定申告をした本件金員の一部は、本件最高裁判決と同様に非課税所得である旨を理由として、本件更正請求をした。

(4) 争点及び請求人の主張

争点は、本件金員のうち請求人が主張する部分が、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号に規定する「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当し、非課税所得であるか否かであり、請求人は、次のように主張した。

本件債券の贈与は、まさしく相続税法第 24 条により評価される有期定期金債権の贈与に当たり、また、本件最高裁判決に関する「最高裁判決研究会」⁽³⁾の平成 22 年 10 月 22 日付報告書（以下「最高裁判決研究会報告書」という。）において、「同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としているものと考えられる。」と結論付けていることからすれば、本件債券及び本件債券に係る第 1 回目の償還金である本件償還額についても、本件最高裁判決の射程が及ぶとするのが相当であり、同判決の場合と同様の課税処理がなされるべきである。

そして、本件償還額のうち本件債券の取得時における現在価値に相当する部分は、本件最高裁判決がいう「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」ということができ、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである。そこで、請求人が、本件最高裁判決と同様に、本件償還額のうち、本件債券の取得時における現在価値に相当する部分を、その取得の日の属する平成 20 年分における国税庁公表の基準年利率による複利現価率（0.995）を用いて計算すると、〇〇〇〇円となる。

(5) 審判所の判断

まず、審判所は、本件債券が父 E の信託財産を原資とし、M 社が作成した本件最終合意書に基づき、M 社が発行した債券であり、所得税法上「社債」に該当すると認定した。しかしながら、本件債券は「社債」であっても元利均等償還の社債であることから、請求人も主張するように、相続税法上、評価基本通達 197-4 によって、有期定期金の評価に適用される相続税法第 24 条第 1 項第 1 号の規定を準用して評価される。その理由については次のとおりである。

「公社債の価額の評価については、評価通達 197《評価単位》において、①利付公社債、②割引発行の公社債、③元利均等償還が行われる公社債及び④転換社債型新株予約権付社債に区分してそれぞれ評価することとされ、このうち③元利均等償還が行われる公社債については、評価通達 197-4 において、相続税法第 24 条第 1 項第 1 号の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定められている。これは、上記③の元利均等償還が行われる公社債が、債券の満期日前に元本の一部に相当する一定額（元本の償還額）を一定の償還日ごとに順次償還し、各償還日ごとの元本の償還額とその償還前の元本の残額に対応して発生する利息との合計額を均等にして償

還する内容のものであるから、いわゆる年金保険契約に係る年金受給権のように、契約により、単に、ある期間定期的に金銭の給付を受けることを目的とする内容の権利たる『定期金給付契約に関する権利』に該当するものではないが、定期金給付契約に関する権利のうち、同号に規定する有期定期金に関する権利と、ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態において類似するため、これと同様の方法で、相続税法第 22 条に規定する『財産の価額』を評価することを許容したものと解される。」

つまり、本件債券が相続税法上第 24 条第 1 項第 1 号を準用して評価されるのは、本件債券が有期定期金に該当するからではなく、途中で譲渡や解約をせずに、最終償還まで保有した場合には、有期定期金と同様の効果（キャッシュ・フロー）を持つ金融商品であるので、相続税法上は、同様の方法で評価を行うことが適当と考えられたからに他ならないということである。

そして、審判所は、本件債券が所得税法上「社債」に該当することに加え、本件債券が、本件最終合意書及び本件償還予定表において第 1 回目の償還から最終回の償還まで、各償還日に償還される元本の一部と、それに併せて支払われる当該各償還前の元本残高に対応して発生する利息及び元本残高等が、発行時にあらかじめ明確に区分されているものであることを指摘した上、所得金額を算定するに当たっても、特別の事情がある場合を除き、原則として、当事者の自由な意思によって成立した契約内容等を前提とするのが相当であり、本件債券及び本件償還額には、特別の事情は認められないとして、以下のように結論付けた。

「本件最高裁判決における年金受給権と本件債券とは、…ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態は類似するものの、①当該年金受給権は『定期金給付契約に関する

権利』に該当するものであるのに対し、本件債券は『社債』に該当するものであり『定期金給付契約に関する権利』には該当しないものであること、及び②当該年金受給権は元本部分と運用益部分とが区分されていないものであるのに対し、本件債券の各償還額は元本部分と利息（運用益）部分とが約定において明確に区分されているものであることからすれば、その権利の性質・内容が明らかに異なるものというべきである。

そうすると、本件は、本件最高裁判決と事案を異にするものであり、本件債券及び本件償還額について、本件最高裁判決が示した当該年金受給権の解釈、すなわち、年金受給権に基づく各年金支給額のうち相続税（又は贈与税）の課税対象となる年金受給権の現在価値に相当する部分が所得税の課税対象とならないとした解釈をそのまま当てはめて、本件最高裁判決の示した課税関係と同様の課税処理をするのは相当ではない。」

2 本件最高裁判決について

請求人の主張は、贈与を受けた債券（元利均等償還が行われる社債）に係る贈与税及び所得税の課税関係が、本件最高裁判決の射程に含まれることを前提としていることから、まず、本件最高裁判決の射程について確認しておきたい。

本件最高裁判決は、相続人が、相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約に基づく特約年金として、被相続人の死亡の年から 10 年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利（年金受給権）を取得し、死亡日を支給日とする第 1 回目の特約年金の支払を受けたという内容の事件において、相続税法第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき計算した金額が年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の価額として相続税（又は贈与税）の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権（定期

金給付契約に関する権利)の取得の時における時価、すなわち、将来にわたって受けるべき年金(各定期金)の金額を当該年金受給権(定期金給付契約に関する権利)の取得の時における現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と残存期間に受けるべき年金(各定期金)の総額との差額は、当該年金(各定期金)の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されていると解されるとして、これらの年金(各定期金)の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税(又は贈与税)の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである旨判示した。

本件最高裁判決での争点は、相続税が課税された年金払の死亡保険金について、「年金の方法により支払われる額のうち、有期定期金債権に当たる年金受給権に係る年金の各受給額は、そのすべてが所得税の課税対象となるか」であったが、最高裁判所調査官による解説^④(以下「最高裁判所判例解説」という。)では、その実質的な争点として、年金払の死亡保険金と一時金ないし一時払金としての死亡保険金との間に課税上の差異を設け、年金払の死亡保険金に対してのみ相続税と所得税とを重ねて課税することとしていた従来の取扱いが適法なものであるかどうかが存在したと解説されている。

本件最高裁判決では、所得税法第9条第1項第15号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは…財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。」と述べ、この所得が「当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかなら」ないとして、同号の規定が、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対し

ては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」とした上で、上記のように判示している。したがって、所得税法第9条第1項第15号は、包括所得概念の下では、「相続」や「贈与」による資産の取得が、本来は相続人等の所得として所得税の課税対象になるべきものであるが、当該資産には相続税法の規定により相続税等が課されることになるので、この資産取得に伴う所得に関して、相続税と所得税の二重課税を回避するための規定であると考えられる。そうすると、本件最高裁判決の事件で考慮すべき問題は、年金(定期金)の各回の支給額に、その資産取得に伴う所得の経済的価値と同一の部分があったか否かということになる。この点について本件最高裁判決は、「当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となる…価額は、当該年金受給権の取得の時における時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当」するので、「これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならない」と判示している。

ところで、本件最高裁判決では、被相続人の下で実現しなかった保険金差額利益(払い込まれた保険料と支払われるべき保険金との差額)に課税しない結論になっている。本件最高裁判決は、相続、贈与等があった場合に、一般的に、前所有者の下で実現しなかった、まだ所得税の課税されていない所得についての課税を否定するものだろうか。その射程についてどう考えるべきか。

最高裁判決研究会報告書では、土地、株式等の値上がり益について、関連税制の沿革を踏まえると、「現行税制は土地、株式等の相続時までの増価分が相続税、所得税の双方の課

税ベースに含まれることを前提に、その課税方法について納税者負担に配慮した調整が図られているものと考えられる。」と述べ、また、定期預金の既経過利子については、相続以降発生する利子にかかる源泉所得税とともに定期預金の満期日にまとめて相続人から源泉徴収されているが、「被相続人段階で課税されていない部分について合理的な課税を確保する措置である」とし、「必ずしも所得税法9条1項16号（筆者注：現行）に抵触するものとは言えない」とした。ただ、「この際、確認的な意味で立法的手当てを講じておくことが望ましいものとする。」と述べている。財務省「平成23年度税制改正の解説」においても定期預金の既経過利子について、ほぼ同様の記述がある⁶⁾。

一方、最高裁判所判例解説では、保険年金等に係る旧来の課税について、「従前の課税実務のうち、現在価値部分（年金受給権の価値部分）に対する課税は、相続人固有の所得に対する課税ではなく、所得税法59条・60条と同様の趣旨で、被相続人の下で実現しなかった保険差額利益への課税を相続人の下で行おうという一種の課税の繰延べの趣旨であったと解する余地がある。」として検討し、結論として「(所得税法第60条第1項第1号のような)権利確定主義(実現主義)に対する特別の例外規定のない限り、被相続人の下で実現しなかった保険差額利益を被相続人の所得として所得税課税の対象とし、又はこれに対する所得税課税を相続人に繰り延べることとするのは、現行所得税法の解釈として困難ではないかと解される。」として、こうした課税には、特別の規定が必要であるとの解釈を示している。ただし、最高裁判所判例解説は、その注において、被相続人の下での保険金差額利益に対する所得税課税が認められない実質的な理由について考察した論考として、生命保険金が保険金の受取人（相続人）において原始的に取得するものであること、

被相続人には生命保険金を打ち消すだけの損失（生命の喪失）が常に存在することを指摘した論考を紹介している⁶⁾。保険金差額利益にこうした特殊な理由があることを考えれば、本件最高裁判決は、最高裁判所判例解説がいう実質的争点（年金払いの死亡一時金と一時金ないし一時払金としての死亡保険金との間に差異がある課税が適法か）を解決するための手法として所得税法第9条第1項第15号の趣旨を用いて判決を書いたと理解すべきなのかもしれない。浅妻章如立教大学教授は、「最高裁は、一時支払の場合との均衡もとりつつ、包括的所得概念に近い課税方法をもたらした。包括的所得概念に近い課税方法自体は目新しくないが、現行法（必要経費：所得税37条等）の解釈として可能か定かでなかったところ、所得税法9条1項15号だけでこの結論を導けるという勇断を、最高裁は成し遂げた。」⁷⁾と述べられる。そう考えると、この判決の射程は難しい。生命保険年金の場合だけを対象にしたと理解すべきなのかもしれない。そうすると、結局、生命保険年金以外の資産の場合に、最高裁判所判例解説でいう「特別の規定」が必要か否かに関しては、明確には結論が出ないこととなる。

（参考）

本件最高裁判決を受けた所得税法施行令の改正（平成22年政令214号）においては、相続税法第24条で評価される保険年金等（退職年金契約なども含む。）を対象に非課税部分と課税部分を分ける規定となっている（所得税法施行令第185条等）。「経済価値が同一」部分について、本件最高裁判決で、相続税法第24条第1項の評価方法に沿った説明がされている以上、これ以上の限定は難しかったのかもしれない。なお、必要経費に算入される保険料等の額の計算については、別途規定している。

3 本件裁決について

本件裁決は元利均等償還社債の贈与の事件であり、評価通達 197-4 によって、相続税法第 24 条を準用して、定期金と同様に評価されて贈与税がかかるケースであった。しかし、贈与されたのはあくまで「社債」であり、本来の有期定期金ではなく、改正後の所得税法施行令第 185 条第 1 項が適用される保険年金等（同施行令第 183 条第 3 項に規定する生命保険契約等に基づく年金）にも該当しない。本件最高裁判決の直接の射程から外れることは明らかである。ただし、社債の場合、社債の元本の償還には、当然に課税されないのであり、利子（運用益）部分が利子所得として課税される。そうだとすれば、そこで前保有者の下で課税されていない所得として問題となり得るのは、既経過利子ということになる。この問題は、現行法の下では、所得税法第 67 条の 4 が「特別の規定」として働き、解決されるのであるが、本件債券の贈与の当時には所得税法第 67 条の 4 は存在しなかった。上述のとおり、財務省「平成 23 年度税制改正の解説」は、この規定を確認規定であると説明しており、また、最高裁判決研究会では、経過利子の課税制度について、定期預金の利子を例にあげ、「被相続人段階で課税されていない部分について合理的な課税を確保する措置であるとして、必ずしも所得税法 9 条 1 項 16 号（筆者注：現行）に抵触するものとは言えない」としているが、最高裁判例解説は、こうした被相続人の下で実現しなかった所得を被相続人の所得として所得税課税の対象とし、又はこれに対する所得税課税を相続人に繰り延べることとするような課税には「特別の規定」が必要である旨述べており、社債の既経過利子が争いとなる事件であったなら、議論になったところであろう。しかし、本件裁決のケースでは、贈与者による社債の取得と、贈与が同日付で行われているとみられるので、この問題は表には出てこ

ないこととなる。

本件裁決で贈与の対象となったのは社債であるから、上述のとおり既経過利子が問題となる場合があるものの、元々その元本の償還には課税されず、課税の対象となるのは利息（運用益）の部分である。そして、本件では、既経過利子が問題となるケースではなく、各社債償還時の支払額に含まれる元本額、利息額とも事前に約定で定められていたのであるから、課税対象は各回の支払額のうち、契約で利息として定められていた額によることが適当である。この点、本件最高裁判決では、各回の年金支給額に占める元本（本件最高裁判決では各回の年金額の相続時における現在価値）と運用益の構成について、一定の仮定を置いていた。本件最高裁判決の事件において、契約で定められていたのは、各年金支給時の支払額であるから、そこに含まれる元本及び運用益の構成については、一定の仮定を置かざるを得なかったことになる。この点について、本件最高裁判決は、将来にわたって受け取るべき年金の各支給額のうち、その被相続人死亡時の現在価値に引き直した価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができる旨述べ、各支給時期の年金が、一定の元本と、その元本の運用益からのみ構成されるとの仮定を置いて、最初の年金支給時の支払額はすべて元本からなる（その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致する）と解して、判決を導いていることが分かる。判決後、新たに定められた所得税法施行令は、この考え方をベースに定められているが、この考え方自体は一つの仮定でしかなく、他の想定も不可能ではない点に着目すれば、各回の支払額の構成（社債の元本償還と利息）が約定で定められている本件裁決の事件について、本件最高裁判決が採用した一定の仮定を、約定を無視して採用すべき理由は見い出せない。

このように考えると、本件債券が「定期金」

に当たらず「社債」であり、また、「元本」と「運用益」部分とが、約定において明確に区分されていることを理由として、本件裁決の事件が本件最高裁判決の事件と事案を異にし、本件最高裁判決の示した課税関係と同様の課税処理をするのは相当でないとした本件裁決の判断は適切であるといえる。

4 おわりに

本件裁決は、本件最高裁判決を受けて、生命保険年金以外の資産についても、本件最高裁判決の射程が及ぶとしてなされた審査請求事件の一つ^①であるが、本件最高裁判決を受けて設けられた所得税法第 67 条の 4 の適用可能性がある資産についての事件という点に特徴がある。ただし、この点、贈与者の社債購入と贈与が同時であるから、結果として、既経過利子は問題とはならなかった。

また、本件裁決の「社債」は、約定で償還日に償還される元本の一部とそれと合わせて支払われる利息の額とが定められていたことから、各支払時の支払総額で定められていた本件最高裁判決の保険年金とは、この意味でも同様に扱うべき理由がなかった。

本件裁決は、本件最高裁判決の射程を考える上で参考となるものであるが、現状では、所得税法施行令第 185 条第 1 項の適用がないことが明らかであり、また、社債の既経過利子については、現在は所得税法第 67 条の 4 の規定が存在することから、今後同様の問題が発生する可能性は小さいと考えられるところである。

^① 本件最高裁判決は、年金払特約付きの生命保険契約の被保険者でありその保険料を負担していた夫が死亡したことにより、同契約に基づく第 1 回目の年金として夫の死亡日を支給日とする年金の支払を受けた者が、当該年金の額を収入金額に算入せずに所得税の申告をしたところ、年金の額から必要経費を控除した額を雑所得の金額と

して総所得金額に加算することなどを内容とする更正を受けたため、当該年金は、相続税法 3 条 1 項 1 号所定の保険金に該当し、いわゆるみなし相続財産に当たるから、所得税法 9 条 1 項 15 号により所得税を課することができないと主張して、上記更正の一部取消しを求めた事案に対するものであり、要旨次のとおり判示した。

① 所得税法第 9 条《非課税所得》第 1 項柱書の規定によれば、同項第 15 号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

② 年金払特約付きの生命保険契約に基づき、被相続人の死亡により相続人が年金の方法により支払を受ける場合の保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは、相続税法第 24 条《定期金に関する権利の評価》第 1 項所定の定期給付金契約に関する権利に当たるものと解されるから、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項第 1 号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時における時価（同法第 22 条）、すなわち、将来にわたって受けるべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解さ

れる。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである。

- ③ (訴訟当事者である) 相続人は、相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約を締結し、保険料を負担していた被相続人の死亡により、当該契約に基づく特約年金として、当該死亡の年から10年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利(年金受給権)を取得し、死亡日を支給日とする第1回目の特約年金の支払を受けたところ、当該年金受給権は、年金の方法により支払を受ける保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、当該支払を受けた特約年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、当該年金の額は、全て所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されないものというべきである。
- (2) 国際証券決済機関。ブリュッセルにあり、証券の預託、保管、貸借、決済、送金等を行なっている。
- (3) 政府税制調査会の専門家委員会の下に設けられた著名な租税法学者数名を構成員とする臨時的な研究会。本判決の射程及び関連する論点につき、平成22年10月22日付で『『生保年金』最高裁判決の射程及び関連する論点について』(報告書)をとりまとめ、政府税制調査会に提出した。
- (4) 古田孝夫「最高裁判所判例解説民事篇 平成22年度」(法曹会) 431頁、法曹時報65巻6号19頁。
- (5) 財務省『平成23年度税制改正の解説』161頁以下『『保険年金』に係る最高裁判決を受けた対応』中、199頁「五 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算の明確化」。
- (6) 本間拓巳「所得税と相続税の課税関係に関する考察 ―生命保険年金の二重課税問題を中心として―」第31回日税研研究賞入選論文集83頁(平成20年)、三木義一＝大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係 ―金融・法・税務研究センターの

開設の挨拶に代えて―」立命館法学309号1頁(平成18年)。

- (7) 浅妻章如「判例クローズアップ・生命保険年金二重課税事件」法学教室362号45頁(平成22年11月)。
- (8) この他に、相続により取得した土地の相続時までの値上がり益について争われた事件(平成23年12月2日裁決、裁決事例集85号)、相続により取得した著作権の相続後発生した使用料について争われた事件(平成24年4月13日裁決、裁決事例集非掲載)がある。